

脱共産主義法に関する考察

——脱共産主義法合憲判決を参考に——

田 上 雄 大

はじめに

- 1 脱共産主義法の概要—「記憶法」という概念を加味して—
- 2 脱共産主義法合憲判決の要旨
- 3 合憲判決を踏まえた脱共産主義法の分析
むすびにかえて

は じ め に

2019年7月、ウクライナ憲法裁判所⁽¹⁾によって通称・脱共産主義法に対する合憲判決が出された。脱共産主義法は、ウクライナ憲法34条によって保障されている言論の自由（свобода слова）を制約するものである。そのため、この法律に対して批判的な言説が存在することは否定できない。ただ、憲法上の権利を制約することが必ずしも問題であるわけではない。憲法によって保障されている権利や自由を制約することが憲法そのものによって認められていることは少なくない。ウクライナでは、憲法34条3項における法律の留保として表れている。これに関しては、拙稿「ウクライナにおける言論の自由」⁽²⁾において、ウクライナにおける言論の自由と脱共産主義法との関係から分析を行っている。

(1) 2005年頃のウクライナを含む旧東側の違憲審査制については、小森田秋夫「旧ソ連・東欧諸国における違憲審査制の制度設計」国立国会図書館『レファレンス』654号（平成17年）79頁以下がある。

(2) 田上雄大「ウクライナにおける言論の自由」日本出版学会『出版研究』第48号（平成30年）。

脱共産主義法に関する考察

この論文では、脱共産主義法による言論の自由の制約が正当化されうる根拠について考察している。

本稿では、脱共産主義法に対する分析にこの度の合憲判決を加味することで、前述の拙稿で行った分析をさらに進めていくことを目的としている。また、「記憶法」という観点からも脱共産主義法に対して分析し、記憶法と安全保障とのかかわりについて若干の考察を行う。

1 脱共産主義法の概要—「記憶法」という概念を加味して—

本稿で脱共産主義法合憲判決を扱うにあたっては、まず第一に、合憲判決が出された脱共産主義法の概要について少しばかり触れなければならない。ただし、脱共産主義法の概要については、前述の「ウクライナにおける言論の自由⁽³⁾」においてすでに扱っているため、ここでは最低限の概要のみにとどまることを付言させていただく。あわせて、この脱共産主義法を「記憶法」という観点で見た場合、どのようなものということができるのかについてもここで扱う。なお、この脱共産主義法の訳については、前述の論文で扱った際の訳から一部修正を行っている。そのため、前述の論文における訳と一部異なる場合があることをあらかじめお断りしておく。

(1) 脱共産主義法の概要

通称・脱共産主義法は、正式名称が「ウクライナにおける共産主義的及び国民社会主義的（ナチスの）全体主義体制を非難すること並びにこれら全体主義体制の象徴を用いたプロパガンダを禁止することに関する」ウクライナの法律となっている。この法律は、その名の通り、「ウクライナにおける共産主義的及び国民社会主義的（ナチスの）全体主義体制を非難」し、この両「全体主義体制の象徴を用いたプロパガンダを禁止すること」がその中心に置かれている。

(3) 田上，前掲論文（平成30年）29頁以下。

脱共産主義法は、略称では脱「共産主義」となっているが、正式名称にもあるように、その対象は国民社会主義にも向けられている。そのため、共産主義的全体主義体制のみが脱共産主義法の対象とされているわけではない。両体制ともに脱共産主義法で扱われているため、この法律においてはいずれも問題のあった体制とみなされているといえる。こういった両体制の対等な扱いは、ホロコーストといった第三帝国下で行われたもののみが特異な存在であるという扱いをする「西欧」⁽⁴⁾との違いといえる。東欧では、第三帝国下で行われたものだけでなく、共産主義体制の支配下で行われたものも、（悪い意味で）特別な出来事として扱われている。ただし、この法律で扱われている比率や分量からいえば共産主義体制に向けた規定が多いことから、実質的には共産主義体制に関することが脱共産主義法のメインターゲットであるということは疑い⁽⁵⁾がない。これは、過去のウクライナの歴史や2014年以降に起きたロシアによるウクライナへの侵略を考えれば、何らおかしいこととはいえないだろう⁽⁶⁾。

脱共産主義法がプロパガンダとして禁止しているのは、「ウクライナにおける1917年から1991年までの共産主義的全体主義体制若しくは国民社会主義的（ナチス的）全体主義体制の犯罪的性質に対して公的に、特にマスメディアを通して否認すること、共産主義的若しくは国民社会主義的（ナチス的）全体主義体制の犯罪的性質、ソヴィエトの国家保安機関による活動、ウクライナ領若しくは各行政区画におけるソヴィエト支配の確立、20世紀におけるウクライナ独立闘争の参加者の迫害等の弁明を目的とする情報を拡散すること又は共産主義的若しくは国民社会主義的（ナチス的）全体主義的体制の象徴を含む製品を

(4) ここでいうところの「西欧」の「西」は、通常の地理的分類ではなく、東西冷戦でいうところの「西側」に近い意味でこの語を用いている。これは、ヨーロッパにおける「記憶法」についての詳細な分析を行っている Koposov, Nikolay, *MEMORY LAWS, MEMORY WARS* (Cambridge University Press, 2018) における表記に準じている。

(5) 田上, 前掲論文(平成30年)32頁参照。

(6) 田上, 前掲論文(平成30年)35頁以下参照。

脱共産主義法に関する考察

製造すること、拡散すること及び／若しくは公的に利用すること」(1条2号)である。ただし、脱共産主義法は、4条3項及び4項における学術的な配慮や芸術的な配慮などを示す留保規定により、言論の自由に対する配慮の姿勢を見せている。

また、プロパガンダを禁止するだけでなく、これらの両体制の支配下で行われた犯罪についての情報を調査すること及び公開することなども規定している(5条)。

なお、脱共産主義法は、2018年⁽⁷⁾の改正で、前文2段の言い回しをわずかにであるが変更している。

(2) 「記憶法」としての脱共産主義法

法律のなかには、歴史的な出来事について、直接的または間接的に何らかの形でかかわってくるものがある。こういった法律の総称として、「記憶法⁽⁸⁾(memory law)」という語がある。

脱共産主義法は、前述の概要にあるとおり、共産主義体制や国民社会主義体制及びそれにかかわる事物の評価などを含むものになっている。それゆえに、脱共産主義法もこの記憶法に分類することができる法律であるといえる。ここでは、脱共産主義法がどのようなタイプの記憶法といえることができるのかについて分析する。

まず記憶法は、中核と周辺層で分けて考えることができる⁽⁹⁾。この場合、記憶法の中核が「過去に関する言説を処罰する立法」⁽¹⁰⁾であることから、このような規定を含んでいる脱共産主義法は、記憶法という範疇での中核に属するものと

(7) Закон № 2325-VIII від 13.03.2018, ВВР, 2018, № 20, ст.189.

(8) この「記憶法」についての考察は、田上雄大「歴史にかかわる法令についての考察—「記憶法」を中心に—」日本大学法学部『政経研究』第56巻第2号(令和元年)367頁以下において行っている。

(9) Koposov, *op. cit.*, p. 6.

(10) 田上, 前掲論文(令和元年)374頁。

いうことができる。また、脱共産主義法は、その内容が中核のみならず周辺層にも及んでいる。

この周辺層に該当する記憶法のなかには、「浄化法」というものが存在する。「浄化法」とは、ポスト共産主義国家において「旧体制期の治安機関の活動をめぐる情報公開の促進や旧体制エリートの現政権内での排除をめざす」法律の⁽¹¹⁾ことを指す。両全体主義体制による犯罪に関する情報の調査と公開を規定している5条がまさにこれに該当する。

加えて記憶法は、罰則の有無という点から、その強度を評価することができる。⁽¹²⁾この記憶法の強度は、絶対的な強度と相対的な強度の2つの側面から見ることができる。

絶対的な記憶法の強度の観点から見ると、脱共産主義法は、比較的強い記憶法と評価することができる。この絶対的な強度は、「罰則を伴っている」かどうかが基本的な基準として存在し、そのうえで個別具体的に処罰の内容により判断されることとなる。脱共産主義法は、共産主義体制と国民社会主義体制の両体制に向けられていることなどからその対象は比較的広く、そして何より、特定の歴史認識の表明などに対して「罰則を伴っている」。このようなことなどから脱共産主義法は、絶対的な基準では、比較的強力な記憶法といえることができる。

これに対して、相対的な記憶法といった観点からは、この脱共産主義法は、弱い記憶法といえることができる。というのは、相対的な記憶法の強度の判断は、歴史的にかかわりのある出来事なら国家がその出来事に関する記憶法を制定してもおかしくないという前提で、「当該国と出来事との関係性」と「記憶法の⁽¹³⁾絶対的強度」との比例または反比例からなされるからである。ウクライナは両

(11) 湯浅剛「『市民的自由の群島』ロシア：一西側からの価値をめぐる作用と連携を題材に―」日本国際政治学会『国際政治』第171号（平成25年）101頁。

(12) 田上、前掲論文（令和元年）379頁以下参照。

(13) 田上、前掲論文（令和元年）380頁以下。

脱共産主義法に関する考察

全体主義体制と歴史的に大きなかわりがあるため、ウクライナにおいて制定されたこのような記憶法は、相対的な記憶法の強度としては比較的弱い部類に入るといえる。

2 脱共産主義法合憲判決の要旨

さる2019年7月16日、脱共産主義法が合憲であるという判決がウクライナ憲法裁判所によって出された。脱共産主義法は2015年に法律が制定されているため、この判決は、制定からおよそ4年後に出されたものである。ここでは、この脱共産主義法合憲判決を概観する。

この判決は、46人のウクライナ国民代議員によって出された憲法要求（⁽¹⁴⁾ конституційне подання⁽¹⁵⁾）に答えるものである。この憲法要求は、脱共産主義法の「ウクライナ憲法との適合性（合憲性）」に向けられたものであった。

この憲法要求に対して、ウクライナ憲法裁判所大法廷は、以下のことを確定

(14) Рішення Конституційного Суду № 9-р/2019 від 16.07.2019.

(15) 「народний депутат України」は、我が国において「ウクライナ人民代議員」と訳されることが少なくない。しかし、「人民」という言い回しは、共産主義的なニュアンスを含むものであり、また、現在のウクライナは共産主義的な国家ではない。これらのことに加えて、脱共産主義法が制定され、この合憲判決が出るようなウクライナに関することを訳す際に、訳すべき語が共産主義的なニュアンスのものでない場合、共産主義的なニュアンスを持つ単語が日本語訳で用いられるのはあまり適切なものでないように思われる。そのため、「народ」には「人民」のほかに「民族」や「国民」といった訳があることから、本稿では「ウクライナ国民代議員」と訳している。

(16) これは、ウクライナにおける憲法裁判所への異議申立ての一形態である。ウクライナ憲法裁判所への異議申立て（звернення до Конституційного Суду України）の形態は、この憲法要求（конституційне подання）のほかに憲法異議（конституційне звернення）と憲法苦情（конституційна скарга）とがある（「ウクライナ憲法裁判所に関する」ウクライナの法律50条）。この申立てで用いられた憲法要求は、ウクライナ大統領、45人以上のウクライナ国民代議員、最高裁判所、最高会議の人権オンブズマンまたはクリミア自治共和国最高会議が提出することができるものである（同法52条）。

したうえで、判決を下している。なお、以下の憲法裁判所によって確定された事項は、判決におけるナンバリングと対応させてある。

（1）46人のウクライナ国民代議員が、脱共産主義法の「ウクライナ憲法との適合性（合憲性）に関する憲法要求をウクライナ憲法裁判所に訴え出た」。憲法要求においては、脱共産主義法の規定が「ウクライナ憲法8条、9条、15条、21条、23条、24条、34条、36条、37条、38条、55条、58条、62条及び71条に適合していないこと並びに」ウクライナ憲法15条3項における「検閲の禁止」の規定、34条1項における「思想及び言論の自由への権利並びに意見及び信条を自由に表明することへの権利を各人に保障する」規定及び34条3項における「口頭、文面または自己の選択したその他の方法で情報を自由に収集すること、保持すること、利用すること及び拡散することの、各人の権利」に反していることが指摘されている。また憲法要求は、脱共産主義法が「法的明確性という憲法上の原理に反している限り、ウクライナ基本法8条に適合していない」としている。

なお、脱共産主義法は、「共産主義的及び国民社会主義的（ナチス的）全体主義体制を非難し、これらの全体主義体制及びこれらの体制の象徴を用いたプロパガンダを禁止している」。また、脱共産主義法1条2号により、脱共産主義法は、「共産主義的及び国民社会主義的（ナチス的）全体主義体制のプロパガンダを定義している」。

（2）憲法要求によって提起された問題を解決するにあたって、「ウクライナ憲法裁判所は、法の支配の原理（8条1項）及び政治的活動の自由の原理（15条4項）並びにウクライナにおける社会生活が基盤としている政治的及びイデオロギー的な多様性の原則（15条1項）をウクライナ憲法において確保することを、まず第一に考慮に入れている」。

そのうえで、「ウクライナ憲法裁判所は、思想及び言論の自由への権利並びに自己の意見及び信条を自由に表明することへの権利が絶対的なものでないこと、そしてこの権利の実現が、共同体としての国家の安全、領土の保全または

脱共産主義法に関する考察

暴動もしくは犯罪の防止を目的とした公共の秩序の利益のために及びウクライナ憲法34条3項で想定されたその他の場合に、法律によって制約されうることを強調している」。

(3) ウクライナ憲法裁判所は、脱共産主義法前文7段に掲げられた目的が「共産主義的及び国民社会主義的（ナチス的）全体主義体制による犯罪の再来、及び共同体としての国家的、社会的、階級的、民族的、人種的又は将来におけるその他の特徴による何らかの差別を禁止すること、歴史的及び社会的正義を回復すること並びにウクライナの独立、主権、領土保全及び共同体としての国家の安全に対する危険を除去すること」であることに注目している。

脱共産主義法がこのような目的を掲げるのは、両全体主義体制の思想的な基盤とその結果行われた数々の非人道的な行為があったからである。「共産主義体制及びナチス体制は、社会的ユートピアを土台にした、人々にとって魅力的なスローガンを掲げた」一方で、その実現のために「おびただしい人権侵害や民主的な制度の強制的な解消、意図的かつ組織的な人々の根絶などをもたらした」のである。

(4) 「20世紀の最も恐ろしい犯罪の1つ」として、「共産主義体制によって組織的に起こされた人工飢餓」である「ウクライナにおける1932年から1933年までのホロドモール」の存在がある。

このホロドモールについては、「2008年10月23日に行われた、1932年から1933年までのウクライナにおける人工飢餓であるホロドモールに関する欧州議会決議」において、「数百万人ものウクライナ人の死を引き起こした1932年から1933年までのホロドモールは、ウクライナの自由な農村住民に対して農業の集団化というソヴィエト連邦による政策を強制的に導入するために、スターリン体制によって冷笑的かつ残虐的に計画されたものであった」と定義されている。

(5) 「共産主義体制及びナチス体制」が「反人道的、人間嫌悪的かつ侵略的な本質」を持っていたことは、「これらの体制による侵略戦争の開始並びにこ

これらの戦争を展開する目的及び手段から明らか」である。また、ソヴィエト連邦によるヴァイマル共和国及び「ナチス体制」との協力の歴史から、ソヴィエト連邦がドイツの「軍国主義化に多大な援助を与え」、その結果、「ニュルンベルク国際軍事法廷によって証明された犯罪行為の規模」の拡大を引き起こした。

「それにもかかわらず、ニュルンベルク裁判では、ナチス体制の強化、侵略者に対する黙認及び第二次世界大戦開戦に関する共産主義体制の役割に対する法的判断が与えられなかった」のである。そして、第二次世界大戦中の「ウクライナにおいて死傷者を出した最大の原因の1つは、ナチス体制及び共産主義体制が等しく反人道的な本質を持っていたこと」である。

（6）共産主義体制のもとでは、監視社会や政治的な迫害が存在していた。「共産主義体制は、容赦なく人々を搾取し、人々を体制全体の達成手段とみなし、非常に非効率的な経済システムを導入し、そして、自然資源の大部分を壊滅させた」のである。

（7）ニュルンベルク国際軍事法廷は、⁽¹⁷⁾「ナチス体制」の犯罪性について言及している。「ナチス体制によって犯された犯罪的性質に関して」ニュルンベルク国際軍事法廷は、「テロ政治は、一切疑いなく、大規模かつおびただしい数の出来事で用いられ、これは組織的かつ体系的なものであった⁽¹⁸⁾」と評している。これに対して、ウクライナにおけるソヴィエト連邦による犯罪は、ニュルンベルク国際軍事法廷で扱われていない。

しかし、ニュルンベルク国際軍事法廷で非難及び処罰されることのみが、このような犯罪を証明する手段ではない。ソヴィエト連邦による弾圧は、ニュル

(17) Trial of the Major War Criminals Before the International Military Tribunal. Nuremberg. 14 November 1945 - 1 October 1946. Volume I. Nuremberg, 1949. P. 226-227.

(18) Trial of the Major War Criminals Before the International Military Tribunal. Nuremberg. 14 November 1945 - 1 October 1946. Volume I. Nuremberg, 1949. P. 254.

脱共産主義法に関する考察

ンベルク国際軍事法廷において扱われていないけれども、「ソヴィエト社会主義共和国連邦における弾圧の体系的かつ大規模的性質は、数千万人もの弾圧された人々のうち、数十万人にすぎない復権の実行によって確認されて」いる。さらに犠牲者すべてを復権させるために、「1991年4月17日にウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国最高会議は、『ウクライナにおける政治的弾圧の犠牲者の復権に関する』962-XII号法律を議決し」たのである。「この法律は、弾圧を犯罪とし、かつ『テロによる社会管理手段から』袂をわかすもの」である。

(8) 「これらの体制の犯罪的な性質ゆえに、共産主義体制及びナチス体制は同等であり、国家による弾圧政治というこれらの体制による達成手段は、同じものである」。また、「これらの血縁関係のない両体制は、独立したウクライナ国家が存在しうることを否定し、独立したウクライナ国家を支持する者を迫害し、そしてウクライナ民族の再生を妨げた」のである。なお、共産主義体制によるウクライナの民族解放運動の妨害は、まさに「ロシア帝国の政策を継続した」ものであった。

(9) 2001年12月27日 20-pp/2001号判決においてウクライナ憲法裁判所は、「ソヴィエト連邦共産党及びソヴィエト連邦共産党に属するウクライナ共産党は、現行ウクライナ憲法15条、36条及び37条の意味するところの政党及び公共組織⁽¹⁹⁾ではない」とすでに評価している。このことは、「共産主義体制が人権を否定及び制限し、国家権力を民主的に組織することを不可能にしたことなど」による。

「ウクライナ憲法裁判所は、政党の定款、綱領及びその他の公式文書がウクライナの憲法秩序の諸原則及び自らの独立国家を持つことへのウクライナ国民の権利を否定すること、独立したウクライナ国家を解体させるような標語、ウクライナの領土の保全を侵害すること、またはウクライナ憲法が包含する民主的な本質に応じないというその他の目的を含んでいるなら、このような政党は

(19) Абзац сьомий пункту 8 Рішення від 27 грудня 2001 року № 20-pp/2001.

合法的となりえず、このような政党をウクライナにおいて合法化することは、法的根拠を持たない、と強調している」のである。

(10) ウクライナ憲法裁判所は、「赤い星、鎌とハンマーを十字に描いたもの及びその他の共産主義体制の象徴を、恐怖、憎悪及び侵略といった雰囲気を拡散するため」、「自らの独立国家を持つことへのウクライナ国民の権利を否定するため」、並びに特にオレンジ革命や尊厳革命の時期における「反ウクライナのプロパガンダのためなどに、反ウクライナの勢力が何十年も絶え間なく広範に利用していた」ことに強い関心を持っている。

「共産主義体制の象徴は、ウクライナ情勢の人工的な不安定化のためや、ロシア連邦によるクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市に対する侵略並びにドネツィク州及びルハンシク州の一部に対するロシア連邦による武力を背景にした侵略及び暫定的な占領の弁明のためなどに、2014年に活発に使用されており、ドンバス内では、ロシア連邦が創設し、支援し、融資した違法な武装集団が国家権力機関及び地方自治機関を奪い取り、占領行政機関を設置し、民主的なガバナンスへの権利を住民から奪い、これらの地域でのウクライナ憲法及びウクライナの立法の効力を無効化し、非司法的及び超司法的処罰を導入し、人質を取り、そして人質に拷問及び過酷な取り扱いを適用している」のである。

「このような違法な武装集団は、共産主義的な象徴を、ウクライナの国家の象徴及びウクライナが主権を有しているという思想に反対するためや民主主義の思想の権威を失墜させるためなどに使用し、人権、ウクライナの国家主権及びウクライナの領土の保全にとっての現実的な脅威となっている」。そのため、「これらの象徴及び全体主義のプロパガンダの利用が禁止されていることは、合法的な目的を有している」のである。

(11) 「民主的な憲法秩序の安定のために、国家は、憲法秩序を守るための具体的な対策を実現することができる」。欧州人権裁判所は、その対策として「自己防衛することができる民主主義⁽²⁰⁾」という概念が許容されることや国家の安定を確実なものとするために一定の自由を制限できることを指摘している。⁽²¹⁾

脱共産主義法に関する考察

また、「必要なことは、民主的な社会を守る要求と人の権利保護の要求との間の一定のバランスである⁽²²⁾」。

「それゆえに、独立したウクライナ国家の形成の歴史、歴史的文脈及びウクライナ領の一部の暫定的な占領に関係して独立したウクライナ国家に対して生じる脅威を考慮に入れて、ウクライナは、全体主義体制のプロパガンダやこの体制の象徴の使用を禁止するという方法を含んだかたちで憲法原理を守る権利を有している」。

(12) 「ナチス体制及び共産主義体制の反人道的かつ犯罪的な本質は、決議及び宣言におけるものを含む多くの国際文書において、強調されている」。

欧州評議会議員会議1996年6月27日1096(1996)号決議「共産主義的全体主義システムの過去の遺産の除去に関する方策」4号は、「国家は法の支配の原理を土台としており、同様に共産主義的全体主義の脅威の復活から自己防衛することができる」としている。

また、欧州評議会議員会議2006年4月12日1495(2006)号決議「ナチスのイデオロギーの復活との戦い」14号は、「ナチスのイデオロギーを復活させる試みと対峙するために一致した動きをただちに活性化させる必要を強調している」。

そして、欧州評議会議員会議2006年1月25日1481(2006)号決議「全体主義的な共産主義体制の犯罪を国際的に非難する不可欠性」は、「共産主義の歴史

(20) § 51, § 59 рішення у справі „Фогт проти Німеччини“ (Vogt v. Germany) від 26 вересня 1995 року.

(21) § 99 рішення у справі „Партія добробуту та інші проти Туреччини“ (Refah Partisi (the Welfare Party) and Others v. Turkey) від 13 лютого 2003 року.

欧州人権裁判所は、「全体主義的活動は国の安定を脅かす事態を引き起こすことになる」としている。(徳川信治「70 政党の解散と表現・結社の自由 世俗主義国家におけるイスラム政党—レファパルティシ判決—」小畑郁・江島晶子・北村泰三・建石真公子・戸波江二(編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』(信山社, 平成31年) 382頁)。

(22) § 32 рішення Європейського суду з прав людини у справі „Об’єднана комуністична партія Туреччини та інші проти Туреччини“ (United Communist Party of Turkey and Others v. Turkey) від 30 січня 1998 року.

及び自らの過去に対する新たな評価を与えること、全体主義的共産主義体制の犯罪から袂をわかつこと並びにこれらの犯罪に対してはっきりと犯罪であると宣言することを、欧州評議会の構成国における共産主義的政党及びポスト共産主義的政党に」求めたのである。

(13) 「共産主義体制及びナチス体制の評価は、国家テロ政治の本質及び規模を考慮に入れて、これらの体制による支配によって犯された違法行為の体系的な性質を考慮に入れることで行われなければならない、人命及び人間の尊厳という価値に反対することは、この国家テロ政治の基盤をなしていた」。

「これらの体制の象徴は、言及された体制を理想化すること及び称賛すること、これらの体制による人間嫌悪的や反民主的などといった国家政策及び全体主義の実践を弁明すること、そして同様に、自らの独立国家を持つということへのウクライナ民族の権利を否定することに向けられている」。

そのため、「共産主義体制及びナチス体制を非難すること並びにこれらの体制の象徴及びこれらの体制を用いたプロパガンダを禁止することは、許容可能かつ妥当なものであり、そして法律の目的は合法である」。

共産主義体制のプロパガンダが「今日の独立したウクライナ国家の現実的な脅威である」のは、「共産主義体制を弁明すること及び共産主義体制による犯罪に口を閉ざすこと」が「ウクライナにおける民主的な憲法秩序を破壊しようとする反ウクライナ的な勢力を動員すること及び統合することに好都合な土壌を生み出す」からである。

「それゆえに、ナチス体制及び共産主義体制を法律によって非難すること並びにこれらの体制の象徴を使用することへの禁止を設けることは、全体主義的な過去に逆行することを許さないという合法的な目的によって規定されている」。

(14) 欧州人権裁判所は、「自由な選挙及び特に政治的議論の自由といった意見表明の自由が何らかの民主的なシステムの基礎をなしており、これらが互いに強化し合う関係であるということ」を強調している。⁽²³⁾

「思想表明の自由が政治運動中に現れる場合、制約は、明確、厳格かつ特別

脱共産主義法に関する考察

な社会的要求の存在のみによって妥当なものとなりえ」、「制約の適用にあたっては、特に多義的な象徴が使用される場合、特別な慎重さを堅持すべきであり」、「このような場合、いかなる制約も正当化できないという状況においては、この象徴の全面禁止が象徴の使用を制限させるという危険が存在する」のである⁽²⁴⁾。

また、「ウクライナ憲法裁判所が関心を持っているのは、上述の判決において重要なのが、法の支配の原理を明らかに無視する意図なしに、合法的で穏やかなデモを実行しながら、申立人が共産主義的象徴を都合よく利用しているといった状況である」⁽²⁵⁾。

「しかし、ロシア連邦がクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市並びにドネツィク州及びルハンシク州の一部を暫定的に占領していることを考慮に入れると、過去数年間でウクライナにおいて形成された状況は」、「ヴァイナイ対ハンガリー」事件に対する欧州人権裁判所判決での「ハンガリーにおける状況と本質的に異なって」いる。なぜなら、「赤い星及び共産主義体制のその他の象徴は、一時的に占領されたウクライナ領で」、ロシア連邦にかかわるさまざまな集団によって広く使用されているためである。

それゆえに「全体主義体制の象徴を使用することへの禁止は、合法的な目的であり、特に外国による侵略及びウクライナ領のさらなる占領の防止や人権擁護の確保などを目指しているものである」。

(15) 脱共産主義法の目的の合法性を明らかにし、脱共産主義法の徹底的な分析を達成したことを通じて、「ウクライナ憲法裁判所が達した結論は、共産主義体制及びナチス体制に関するプロパガンダ並びにこれらの体制の象徴を公的

(23) § 42 рішення у справі „Боуман проти Сполученого Королівства“ (Bowman v. The United Kingdom) від 19 лютого 1998 року.

(24) § 51 рішення Європейського суду з прав людини у справі „Вайнай проти Угорщини“ (Vajnai v. Hungary) від 8 липня 2008 року.

(25) § 53 рішення Європейського суду з прав людини у справі „Вайнай проти Угорщини“ (Vajnai v. Hungary) від 8 липня 2008 року.

に使用することなどは、全体主義を弁明する努力並びに憲法上の原理及び民主的価値の否定であり、この憲法上の原理及び民主的価値の擁護は国家権力機関すべての義務であり、そして法律は合憲である」ということである。

そしてこれらのことを踏まえたうえで、ウクライナ憲法裁判所は、改正された2015年4月9日317-VIII号の「ウクライナにおける共産主義的及び国民社会主義的（ナチス的）全体主義体制を非難すること並びにこれら全体主義体制の象徴を用いたプロパガンダを禁止することに関する」ウクライナの法律をウクライナ憲法に適合している（合憲である）と認める決定をしている。

3 脱共産主義法合憲判決を踏まえた脱共産主義法の分析

この脱共産主義法合憲判決は、かつてのソヴィエト支配下と第三帝国下でのウクライナにおける悲劇的な出来事を確認したうえで、ニュルンベルク国際軍事法廷や欧州人権裁判所などにおけるこれらの体制に関する言及を参照及び引用している。

さらにウクライナ憲法裁判所は、現在のロシアによるウクライナの一部地域に対する侵略及び支配の事実をあげている。これにかかわる勢力がまさに脱共産主義法によって掲げられたような象徴（共産主義的な象徴）を用いていること及びその効果から、このような象徴を用いることがウクライナにとっての現実的な脅威と密接に繋がっている旨を、ウクライナ憲法裁判所は、判示している。

あわせて、「共同体としての国家の安全、領土の保全または暴動もしくは犯罪の防止を目的とした公共の秩序の利益のため」といったウクライナ憲法34条3項で掲げられた留保条件によって言論の自由が制約されるということが確認されている。

そして、これらのことを踏まえて、脱共産主義法の目的が合法的であり、合憲であることが、ウクライナ憲法裁判所によって決定されたのである。

脱共産主義法に関する考察

言論の自由の保障が無制限のものではないことを確認し、過去の歴史と現在存在する脅威とが密接に結びついていることから、前述の留保条件に該当するとして、脱共産主義法による言論の自由の制約を正当化していることは、以前発表した拙稿⁽²⁶⁾での分析と共通するところである。

この脱共産主義法による制約の正当化には、ウクライナにとっての、まさに法律の留保の条件にされるような現実的な脅威であるということが非常に重要な要素であるといえる。そもそも前提として、この脱共産主義法自体が、クリミア事変などを契機に制定されたといえるものである。この現実的な脅威の存在が脱共産主義法の正当性をより強固なものとしているのは、判決中に出てくるハンガリーの例との違いから明らかである。

このハンガリーのケースでは、「かつてカール・マルクス像が所在していた場所に於いて」、「共産主義連帯運動の象徴とも言うべき「赤い星」を着用していた」り、別の日に「全体主義の象徴を着用していたとして、逮捕された」りした原告が「ベシュト中心区裁判所」によって「刑法269B条1項「全体主義象徴着用の罪」により」有罪判決が下されたことが起因となったものであった⁽²⁷⁾。そして、この判決を「ブダペシュト地方裁判所」が支持したことにより、原告は、欧州人権裁判所に提訴したのである⁽²⁸⁾。

欧州人権裁判所は、「赤い星」の着用を欧州人権「条約10条に於ける「表現の自由」である、と認定した」うえで、「EUの加盟国となったハンガリーに於いて、共産主義独裁政権の復活と、現下の危険を示唆する証拠は見つからない」とし、「赤い星」の着用が、それを以って排他的に全体主義の考えを備えていたと認定するのは難しく、「赤い星」が明確性の原則に合致したとは言えず、正当な目的に比例していたと言いはない⁽²⁹⁾としたのである。

(26) 田上、前掲論文（平成30年）33頁以下。

(27) 小野義典「ハンガリー憲法と欧州人権条約」関西憲法研究会『憲法論叢』第19号（平成24年）82頁。

(28) 小野、同論文。

これに対してウクライナの場合には、判決で触れられているように、赤い星を含む共産主義体制の象徴が占領されたウクライナ領で不法に占領した側の集団によって使用されていることから、ハンガリーにはないとされた「現下の危険」が明確に存在しているのである。それゆえにウクライナ憲法裁判所は、「全体主義体制の象徴を使用することへの禁止は、合法的な目的」としたのである。

また、この脱共産主義法が包含する歴史観は、ヨーロッパにおける第二次世界大戦をめぐる歴史像の4分類のうち、共産主義とナチズムの両全体主義の犯罪を厳しく告発する「東中欧型」に該当する⁽³⁰⁾。これは、赤軍やパルチザンなどの犠牲的貢献を称え、ヨーロッパの解放者としての地位を誇示する「東欧型」とは、明らかに異なっている⁽³¹⁾。

この歴史観の違いが、ロシアにかかわるウクライナ領の占領側によって共産

(29) 小野，同論文83頁以下。

(30) 橋本伸也『記憶の政治—ヨーロッパの歴史認識紛争』（岩波書店，平成28年）103～104頁参照。

(31) 橋本，同書。

赤軍などを解放者と称え、それらが戦後体制確立の大役を担ったという歴史観は、ソ連崩壊後も、ロシアによって少なからず引き継がれたため、旧東側諸国とロシアとの間の歴史に関する対立形成の一因となっている（橋本伸也「序章 中東欧・ロシアにおける歴史と記憶の政治化と紛争化」橋本伸也（編著）『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題—ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤—』（ミネルヴァ書房，平成29年）2～4頁参照）。

また、ロシアの歴史観についてはグレンコ・アンドリー『プーチン幻想 「ロシアの正体」と日本の危機』（PHP 研究所，平成31年）110頁以下が詳しい。ロシアの歴史認識は、「どんなに酷いことをやってもそれを正当化する，という原則に基づいて」おり、「どのような弾圧や虐殺を行っても，それらはすべて正当化されるか，否定される」または「責任転嫁される」のである（グレンコ，同書（平成31年）121頁以下）。さらに第二次世界大戦の勝利に関する「大祖国戦争史観」は，ロシアにおける「歴史認識の基礎」であり，「国家の正当性の源」として「一種の崇拜対象」である（グレンコ，同書（平成31年）125頁）。それゆえに，形式上は正教会がロシアの宗教であっても，「真にロシアの宗教と呼べるのは」第二次世界大戦の勝利を神格化する「勝利教」である（グレンコ，同書（平成31年）126頁）。

脱共産主義法に関する考察

主義的な象徴が使用されることと、ウクライナにおいて、人権を侵害し、国家の独立を妨げるといったような否定的な象徴としてこれらが扱われることとの違いに表れているといえるだろう。

記憶法という観点からみると、脱共産主義法は、たしかに歴史認識にかかわる特定の表現などに対する「罰則を伴う」ものとして、記憶法のなかでは絶対的に強力なものであるということ間違いない。しかし、この「罰則を伴う」という点の強度について、現実的な脅威が存在し、これに対して向けたものであるかという視点を加えることで、この記憶法の強度について、さらなる視点が加えられるものと考えられる。

というのは、歴史認識にかかわる表現を何らかのかたちで制約する記憶法があるとしても、その目的には、大きく次の点の有無によって1つの区別をすることができるよう思われる。それは、国家の独立の維持や領土の保全といった安全保障にかかわる目的が含まれているか否かである。国家には、民主的な憲法秩序を安定させるために、自己防衛することができる民主主義という概念が許容されている⁽³²⁾。脱共産主義法は、前述の合憲判決でも触れられているように、共同体としての国家の安全や領土の保全をその目的に含んでいる。それゆえに、脱共産主義法は、特定の歴史認識に基づく表現行為を制約するような記憶法であるが、同時に安全保障の要素も含んでいるのである。

記憶法が「罰則を伴う」場合、安全保障といったものが主たる目的に含まれていないのであれば、含まれているものよりも相対的に厳しい規定を含んでいるとみることができる。これは、国家の存立に欠かせない安全保障が、それ以外の目的と比べて、ある意味、より重要なものであることに理由を持つ。なぜ

(32) § 51, § 59 рішення у справі „Фогт проти Німеччини“ (Vogt v. Germany) від 26 вересня 1995 року.

この判決の評釈には、岡田俊幸「69 政治活動の自由 憲法敵対的政党のための政治活動を理由とする公務員の懲戒免職処分と表現の自由—フォクト判決—」戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子（編）『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、平成20年）424頁以下などがある。

なら、国家の存在なくしては、人権などの権利の保障が十分になされないからである。⁽³³⁾ もちろん、脱共産主義法合憲判決で触れられたように、ソヴィエトのような人権などの権利を保障しないばかりか、逆に侵害するような国もある。つまり、国家の存在すなわち人権保障ではなく、人権保障の前提のなかに国家の存在があるのである。

なお、ここでいうところの守るべき国家は「nation」、つまり共同体としての国家であり、権力機構としての国家「state」ではないことには注意しなければならない。⁽³⁴⁾ そのため、もっぱら特定の政権や独裁体制を守ることは、ここでいうところの安全保障には当然含まれない。

脱共産主義法が罰則を伴うことは、現実的な脅威が明確に存在していることから、共同体としての国家「ウクライナ」を守るために不可欠であり、行き過ぎたものとはいえないだろう。それゆえに、ウクライナ憲法裁判所によるこの脱共産主義法合憲判決も妥当な判決であるといえるだろう。

むすびにかえて

今回、ウクライナ憲法裁判所によって脱共産主義法の合憲判決がでたことは、ウクライナにおけるこの法律をめぐる言論の自由の議論に一定の区切りをつけたものといえるだろう。しかし、ウクライナ領に対するロシアによる不法占拠は、未だ継続している。

ロシアがこの違法な状況に対する国際的な批判などを意に介している様子は、あまりみうけられない。それどころか、ロシア連邦憲法を改正し、これらのウ

(33) 田口精一「基本的人権と公共の福祉」田口精一・川添利幸（編）『法学演習講座①憲法』（法学書院、昭和50年）249頁参照。

(34) 「nation」と「state」をはじめとする「国家」に対する分析については、百地章「国家論の再構築に向けて―試論―」憲法学会設立五十周年記念論文集編集委員会（編）『憲法における普遍性と固有性』（平成22年）73頁以下が詳しい。

また、ウクライナにおける「nation」の安全と「state」の安全についての分析は、田上、前掲論文（平成30年）27頁以下で行っている。

脱共産主義法に関する考察

クライナ領を自らの領土にロシア法上正式に組み込んでしまっている⁽³⁵⁾。

このようなロシアの行動は、ソヴィエト時代との精神的連続性を想起させる。そのため、このウクライナにおける状況は、ロシアとの領土問題を抱える我が国にとってもまったく無関係な出来事とはいえないだろう。ただ、我が国のロシアとの歴史的なかわり合いは、当然ウクライナとは異なったものである。そのため、特別ロシアに向けた脱共産主義法のようなものは制定されえないだろう。

しかし、永遠の友好国も永遠の敵国もないといわれるように、国にとっての何らかの脅威が存在しないということは、ほとんどありえないといえる。それゆえに、このウクライナの事例は我が国が対岸の火事としてはならないものである。最近では、我が国がウクライナと同じ轍を踏まぬようにという、在日ウクライナ人による警告的な言説が少なからずみうけられる⁽³⁶⁾。

我々は、こういったウクライナ人の警告に耳を貸すとともに、安全保障の観点から、脱共産主義法のような法律について、今一度考えるべきではないだろうか。

今後も、言論の自由を中心にウクライナ憲法についての研究を進めていくと同時に、これらを我が国における法学研究にフィードバックさせていきたい。

(35) 田上雄大「第10章 各国憲法の概観 (7) ロシア」東裕・玉蟲由樹(編)『比較憲法 Next 教科書シリーズ』100頁参照。

ウクライナのクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市がロシアによって編入されたことを無効とする決議には、国際連合総会決議68/262などがある。

(36) 書籍としては、グレンコ・アンドリー『ウクライナ人だから気づいた日本の危機 ロシアと共産主義者が企む侵略のシナリオ』(扶桑社、令和元年)やナザレンコ・アンドリー『自由を守る戦い—日本よ、ウクライナの轍を踏むな!』(明成社、令和元年)などがある。